

第5回 定例会

総務文教委員会

主な審査内容

●「一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」・「特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例」・「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正について

解説
国家公務員の給与の改定に伴い、一般職員勤勉手当等と、特別職及び議員の期末手当の支給割合等を改正するための条例改正

Q 一般職及び再任用の職員の給与改定に伴う、給料及び勤勉手当の影響額及び一人当たりの平均増加額はいくらか。また、併せて見直す特別職の職員及び議員に支給する期末手当の影響額はいくらか問う。

A 一般職給料の引き上げ分の額は約216万円、一人当たりの額は約7100円。勤勉手当の額は約620万円、一人当たりの額は約2万円。再任用の職員の給料の引き上げ分の

額は約8万円、一人当たりの額は約4800円。また、勤勉手当の額は約21万円、一人当たりの額は約1万3000円。特別職の職員の勤勉手当の額は約13万円。議員の勤勉手当の額は約33万円である。

【反対討論】「特別職あるいは議員報酬については高額な報酬をうけているため反対である」

●平成30年度大竹市一般会計補正予算(第3号)

解説

補正予算額

1億1090万円

【債務負担行為】

・公立保育所等設計業務に要する経費

7200万円以内
ほか

Q なかま保育所、立戸保育所と子育て支援センターを統合し、さらに子育て世代包括支援センターや母子保健事業の保健センターの機能が追加された複合施設を整備するに当たり、3000㎡程度の建物床面積で足りるのか問う。

A 施設を集約化、複合化することで交付税算入のある起債をたてたい。1つの部屋を共用し、使用しない時間は他の用途に利用するようにしていくなど、施設に複合機能を持たせ、面積は狭くなるが機能は失わず、更に使い勝手が良くなるよう計画していく。

●大竹市工場立地法地域準則条例の制定について

解説

既存工場等の新設や増改築、設備更新等の促進を支援し、本市の産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図るため、工場立地法の規定に基づき準則を定める条例を制定しようとするもの

Q 本条例には罰則に関する規定がないが対応について問う。

A 罰則に関する規定は工場立地法が適用される。本条例は工場立地法において定められている、緑地面積率及び環境施設面積率を変更するものである。

【反対討論】「国の定める比率を大幅に緩和している。公害により住民が悩まされた経緯がある。これまでの基準を維持し、住民の生活を守る立場であるべきと考える」

【賛成討論】「国の規定する下限をとっている。工業力向上を市の戦略として選び、市を構築してきた。特殊性を持った市の自負を持って条例を制定すると解釈する」

●その他の議案 5件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



【反対討論】

○「公務員に適用される人事院勧告は特別職や議員に適用されるものではない。自らの報酬を増額するために市長が提案し議員が議決するという制度は改めるべき」

○「市民は長年公害に悩まされてきた。環境悪化につながる規制緩和ではなく、広島県基準を守り、よりきれいな大気の保全を支援する」

第5回定例会は、平成30年12月4日～12月18日の15日間行われました。
 詳細については、平成31年3月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページで録画中継もご覧いただけます。

【賛成討論】

○「過去にも先輩議員の皆様が議会で認めてきた人事院勧告について、素直に受けるべきと考える。そして、これに添えるべく議員活動に努めるべき」

○「企業が総力をあげ、青い空を取り戻した。企業の工場新設に寄与するもので、行政と市民が手を携えて共に発展するための前向きな条例制定と判断する」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

生活環境委員会

主な審査内容

●工事施行協定の締結について

Q 整備後の駅舎の中に、にぎわいづくりが可能なスペースは設けられるのか。また、駅周辺でのにぎわいづくりに関しては、どのように考えているのか問う。

A 自由通路は、有効幅員が4m程度で、通行への影響もありイベントを行うことは難しいが、壁面部を市の情報発信などで活用することを考えている。

また、駅周辺のにぎわいづくりに関しては、西口広場に交流広場を設け、市民がイベントなどで活用できるようにすることを検討している。



大竹駅周辺整備事業（東口予定地）

Q 整備後の東口広場付近を往來する車両と駅利用者の、交通事故防止対策の検討状況について問う。

A 現在の整備案は、交通の安全面に配慮して検討した結果である。安全対策については、視認性の確保や、一時停止等のソフト面での対応も考えている。

今後、関係者と協議をして、より安全が確保できるよう検討していきたい。

●財産の無償貸し付けについて

Q 仮契約の相手方である、社会福祉法人美和福祉会においては、障害者の地域生活を支援する拠点の整備を実施するにあたり、どの種別の障害者の受け入れが可能なのか問う。

A 市としては、「主として知的障害者を対象」として事業実施者を公募したが、同法人では、身体・知的・精神の3障害への対応を可能とする予定である。

Q 社会福祉法人美和福祉会に期待する、今後の事業の展開などについての考えを問う。

A 市には今まで地域生活支援拠点を担う法人がいなかったため、今後、同法人が中心となり進めていきたい。

同法人では、5年以内にグループホーム、ショートステイを実施する予定としており、夜間や緊急時などの対応の可能性に関しても、期待している。

また現在、市が担っている基幹型

の相談業務の委託の検討についても視野に入れている。いずれも同法人の状況を見極めつつ、進めていきたい。



知的障害者支援事業所として利用される旧松ヶ原小学校

●その他の議案 5件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果
 原案のとおり可決